

議案第51号

愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定めるものとする。

令和7年11月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、教育長の給料月額を改定するため必要があるから
である。

愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例（平成２７年愛西市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「給料は、月額６９万５，０００円」を「給料月額は、７０万４，０００円」に改める。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。